

誰一人取り残さない社会を目指して ～くらしも活動も平和であってこそ～

はじめに

今年は戦後80年の節目の年です。先の大戦の惨禍を教訓として、国際連合を軸に、国連憲章や国際法にもとづいて対話を通じて構築してきた国際社会の秩序が大きく揺らいでいます。自国ファーストの風潮が世界に広がり、力による平和構築の傾向が強まっています。社会的弱者や少数者が生きづらさを抱え、分断も拡大しています。

埼玉の消費者は「くらしも活動も平和であってこそ」を掲げ、SDGs目標の達成と、誰もが安心してくらせる社会を求め活動してきました。私たちはこれからも、助け合いや分かち合いをくらしの基本に据え、違いを認め合い、個人を尊重し、人権を擁護し、多様性を尊重する社会を次世代につないでいきます。

1. 誰もが安心してくらせる地域社会をめざして

(1) 消費者トラブル・被害は増加しています

- スマートフォンなどの急速な普及により、インターネット通販の利用が増加するなか、消費者トラブルが多様化し、被害も巨額に及んでいます。2024年の全国の被害額は推計で9兆円を突破しました。埼玉県でも相談件数が増加し、とくに高齢者の相談が大きく増えました。相談内容では、「ネット通販での定期購入」「点検商法」「美容医療・エステサービス」「サブスクリプション（定期サービス）」「暮らしのレスキューサービス」が増加しています。
- 昨年来、弁護士会と消費者団体が協力し、相談体制や見守り活動への財政支援等の継続を求める「地方消費者行政の充実・強化」を政府に要請してきました。要請内容が反映された「骨太方針2025」が閣議決定され、埼玉県議会をはじめとして市町村議会からも国への意見書が提出されました。引き続き、実現に向けて活動を進めます。
- 昨年、認知症基本法が成立しました。消費者団体や消費者被害防止サポーターと福祉関係者が連携・協力し、消費者被害事例の共有や啓発活動を進めることが大切になっています。

(2) くらしはいっそう厳しく、また格差が拡大しています

- 3年を超える物価上昇に、主食である米の急騰が追い打ちをかけ、くらしはいっそう厳しくなっています。年収200万円未満の低所得世帯の家計に占める食品の割合（エンゲル係数）は32.6%にまで高まり、学校や病院の給食、フードバンクなどの支援活動でも物価上昇が大きな負担となっています。
- 国民負担率（国民所得に占める税や社会保障の負担割合）は45.8%に達し、中心を占める税収は消費税が24兆円と、所得税18兆円や法人税17兆円を大きく超える状況となっています。
- 相対的貧困率（等価可処分所得が全体の中央値の半分以下の世帯）は15.4%

に達し、米国・英国を上回っています。とくに一人親世帯では44.5%と高く、ジニ係数（所得や資産がどれくらい各家庭に平等に分けられているかを示す指標）も上昇し、格差は拡大しています。

- この間、名目の賃金は上昇していますが、労働分配率（利益のうち人件費に回る割合）は引き続き抑制され、実質賃金は前年を下回る状況が続いている一方、企業の内部留保は、24年度末で636兆円と過去最高を更新しています。
- 景気を上向きにするうえでも、実質賃金の上昇、所得再分配機能の強化による格差是正、中間層を支援する政策が求められます。

(3) 食の安全や安定した食料供給への不安が増しています

- 去年の「令和の米騒動」で、米を購入することができない事態となったことは重大です。また、価格は今年も高いままで推移しています。水田農業は、長期にわたる農地と担い手の減少にくわえ、生産コストの上昇と高齢化で、現状を維持していくことさえ困難な状況に直面しています。増産に舵を切り、水田農業が産業として確立するできる、農地と多様な担い手の確保に向けた実効性のある政策が求められます。また、備蓄米については制度の目的と運用の再構築が必要です。
- 高値になっても食品の多くを輸入に頼らざるを得ない日本で、2023年度の食品ロス量（推計値）は464万トン（前年472万トン）、そのうち事業系が231万トン（同236万トン）、家庭系が233万トン（同236万トン）と微減ではありますが、行政・事業者・消費者が共通して取り組むことにより効果が出始めています。
- 昨年、機能性表示食品による大規模で深刻な健康被害が起きましたが、日本には「いわゆる健康食品」の明確な定義はなく、カプセル・錠剤・粉末・液体など「いわゆるサプリメント形状」の食品全体を統一的に規制する法律もありません。消費者の健康志向の高まりと食品事故をふまえ、安心できる制度が必要です。
- 消費者の不安が増していた有機フッ素化合物PFASについては、水質検査をはじめ基準となる数値を超えた場合の改善が法律で義務化されました。ペットボトルや食品製造過程で使う水の検査等も実施される見通しです。

(4) ジェンダー平等は遅延・停滞し、少子高齢化が加速しています

- 日本のジェンダーギャップ指数は146カ国中118位と昨年より上向きましたが、男女格差の解消にはほど遠い状態です。選択的夫婦別姓の法制化も、理由なく見送られてしまいました。
- 遺族年金では男女差が問題視された一方で、老齢厚生年金受給権者の年金月額、10万円未満の受給権者が男性約34%なのに対し女性は約85%、国民年金の受給権のみを持っている人のうち年金月額が5万円未満は、男性が約21%に対し女性は約78%と、男女間に大きな格差が存在しています。
- 現役時代のジェンダー不平等の積み重ねが高齢期にも影響を与え、将来世代にも不平等が及んでしまう懸念があります。男女雇用機会均等法と同時期に導入された第3号被保険者制度は、女性の就労を抑制する時代に合わない制度であり、この間の最低賃金の大幅な上昇という実態をふまえて廃止を確定し、女性の就労促進と年金増額を後押しする制度に見直すことが求められます。
- 制度上の遅延だけでなく、家庭における家事関連時間（家事・買い物・看護や介護・育児）の男女差も問題となっています（6歳未満の子を持つ共働き世帯の1日

の家事時間は男性1時間55分：女性6時間33分。2021年度）。この数値はジェンダー平等や少子化対策からも注目され、SDGs目標にも関連した指標としても活用されています。

- 2024年の出生数は72万人と9年連続で減少し、国の予測より15年も速いペースで少子化が進んでおり、あらゆる分野で働き手・担い手の確保が課題となっています。
- 少子化が進むなかで、若年層の自殺が深刻となっています。10～19歳の死因の第1位が自殺であるのは G7諸国では日本のみ、20～29歳の死因でも第1位となっており、2023年は10～39歳の自殺が全体の約27%も占めました。とくに小中高生が深刻で、2024年は統計史上最多の 529 人に上っています。
- 日本の高齢者は2180万人となりました。単身世帯も増加していきます。健康寿命を延ばすには食事、運動、社会参加が大事と言われています。地域でのつながりを大切にし、くらしを支え合う取り組みを進めましょう。

(5) 防災・減災の取り組みがいっそう求められます

- 突然の豪雨や突風、大船渡市の大規模な山林火災など温暖化影響と思われる自然災害リスクがいっそう高まっています。巨大地震による被害想定も甚大で、南海トラフ地震では、災害関連死だけで5万人を超える推計となっています。
- 能登半島地震では避難所のあり方が問題となり、イタリア式など国際基準に則った避難所への関心が広がっています。大規模災害が起きる前に、避難所の適切な配置、設置基準の充足と、避難所運営の学習や実地訓練が求められます。
- 巨大地震などの大規模災害においては、全住民を避難所だけでカバーすることは困難であり、多くは自宅避難することになります。家庭での備えとともに、在宅避難者の生活維持、食や健康への支援が大きな課題となっています。

2. 持続可能な世界と日本の実現を

- 国連の報告では、SDGsの目標が達成できそうな項目はわずか18%で、3分の1を超える項目は停滞か後退しているとのことです。SDGsに反対し、国際協力にも背を向ける政権などの影響で、残り5年での達成は極めて厳しい状況が続いています。
- 脱炭素社会の実現に向けては2030年までに温室効果ガスをどこまで減らせるかが重要になってきます。消費者団体としても、環境省が進める「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」に取り組むなど、くらしからの省エネ・再エネ活用、サステナブルな行動を呼びかけ、推進します。
- 2024年の世界の軍事費は増加率・金額ともに戦後最大を記録し、2兆7182億ドル（約339兆5754億円）、前年9.4%増と拡大しています。また、昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞しましたが、世界には約12000発もの核兵器が存在し、そのうち、すぐに発射できるものが約4000発もあると言われます。
- 「くらしも活動も平和であってこそ」を基調に、引き続き、核兵器も戦争もない世界の実現をめざし、取り組みを進めましょう。

大会報告の補足：消費者市民社会をめざす政策の歩み（2025 年版）

※この歩みは、埼玉県消費者大会が始まった 1972 年を起点としています

年	社会の出来事や消費者政策のトピック
1960 年代	は牛缶事件（表示問題）やチクロ使用禁止（1968 年）、高度経済成長のもとで公害など、くらしをめぐる大きな社会問題が起こり始めた
1972 年	P C B（ポリ塩化ビフェニル）の使用禁止／第 1 回埼玉県消費者大会開催
1973 年	第 1 次石油ショックと狂乱物価
1974 年	灯油裁判、フリフラマイド（食品添加物）追放
1976 年	塩ビ食品容器の不買運動／埼玉消団連結成
1977 年	O P P（プリプロピレン）使用認可とボイコット運動
1978 年	一般消費税反対運動
1979 年	第 2 次オイルショック／金の先物取引で被害続出
1980 年	水道水のトリハロメタン汚染問題／公共料金値上げ反対運動
1981 年	食糧管理法（食管法）改正公布
1982 年	日弁連「食品衛生法の改正を求める意見書」を厚生省に提出／ 国際消費者機構（C I）「消費者の 8 つの権利と 5 つの責任」をまとめる 「権利」：①安全である権利、②知らされる権利、③選ぶ権利、④意見を聴いてもらう権利、⑤補償を受ける権利、⑥消費者教育を受ける権利、⑦生活のニーズが保障される権利、⑧健全な環境のなかで生活する権利 「責任」：①批判的意識を持つ、②主張し行動する、③他者・弱者への配慮、④環境への配慮、⑤団結・連帯
1983 年	食品添加物大幅規制緩和／水銀乾電池回収問題発生
1984 年	石油ヤミカルテル判決／国民生活センターが「PIO-NET（パイオネット）」運用開始
1985 年	豊田商事（金の現物まがい取引等）事件が発生し社会問題化
1986 年	悪質抵当証券会社の詐欺的商法により被害を受ける購入者が多数発生
1987 年	靈感商法の被害増大／アスベスト汚染問題化
1988 年	日米間で牛肉・オレンジ自由化合意
1989 年	消費税導入 3％／原野商法が相次いで摘発される
1990 年	湾岸戦争の影響で石油製品値上げ／マルチまがい商法被害増加
1991 年	牛肉・オレンジ自由化スタート／継続的役務取引のトラブル増加
1992 年	ダイヤル Q2 被害拡大／カード破産を主とする個人の自己破産急増
1993 年	バブル崩壊により変額保険被害問題／製造物責任の法制化を求める運動
1994 年	国産米品薄で価格が急騰／いわゆる価格破壊が始まる／製造物責任法（P L 法）公布
1995 年	阪神・淡路大震災／こんにやくゼリーによる窒息事故／悪質な電話勧誘に関する苦情急増／食品の日付表示を期限方式に一本化／埼玉・商品被害をなくす連絡会発足
1996 年	欧州で BSE（狂牛病）発生／病原性大腸菌 O-157 による食中毒続出
1997 年	ココ山岡破産／消費税 3％から 5％に変更／預託商法の被害急増／介護保険法公布 ダイオキシン汚染問題発生
1998 年	医療事故への損害賠償訴訟が増加（5 年前の約 6 割増）
1999 年	消費者被害の救済に役立つ消費者契約法の制定を求める特別決議／訪問販売法及び割賦販売法改正
2000 年	雪印乳業食中毒事故発生／三菱自動車リコール隠し／エステティックサロン「エステ de ミロード」倒産
2001 年	国内で初めて牛海綿状脳症に罹患した牛を確認
2002 年	食品偽装表示事件の多発／J A S 法改正／農薬取締法改正

2003 年	架空不当請求被害増加／食品衛生法改正／食品安全基本法公布／遺伝子組み換え作物に関するカルタヘナ法公布／個人情報保護法
2004 年	鳥インフルエンザ発生／振り込め詐欺被害の多発／偽造・盗難キャッシュカード被害急増／消費者基本法の公布、消費者の権利の確立、公益通報者保護法公布／NPO 法人「埼玉消費者被害をなくす会」発足／公益通報者保護法公布
2005 年	高齢者を狙った悪質リフォーム被害・多重債務問題が多発
2006 年	消費者契約法改正（消費者団体訴訟制度導入）
2007 年	NOVA 事件発生／L & G（円天）事件発生／／中国冷凍ギョウザ事件発生
2008 年	リーマン・ブラザーズ破綻、ゼロゼロ（敷金・礼金ゼロ）物件のトラブル増加／消費者契約法等の一部を改正する法律公布（特商法・景品表示法へ差止請求の対象拡大）
2009 年	劇場型勧誘による被害多発／消費者庁関連 3 法公布。消費者庁が発足し、消費者委員会が設置される／埼玉消費者被害をなくす会、適格消費者団体に認定される
2010 年	外国通貨購入の被害が増加／貴金属等の訪問買取り被害多発／消費者金融業者最大手「武富士」経営破綻／消費者基本計画閣議決定／貸金業法・出資法・利息制限法の完全施行
2011 年	東日本大震災発災・原発事故発生／スマートフォンのトラブル急増／消費者基本法一部改正で、消費者政策の実施の状況を毎年政府が国会に報告
2012 年	「コンプガチャ」問題／劇場型投資被害が増加／消費者教育推進法成立、地方消費者行政の充実・強化のための指針策定／消費者安全法改正でいわゆる「隙間事案」への対応可能に
2013 年	健康食品送りつけ商法激増／ホテル・百貨店でのメニュー偽装表示問題／カネボウ化粧品の白斑問題／混入初の「消費者白書」発行／新食品表示法公布／集团的被害回復についての法律が公布
2014 年	景表法が改正され、事業者への課徴金制度を導入
2015 年	安保関連法案成立／新食品表示法施行、機能性表示食品制度が始まる
2016 年	電気の小売自由化が始まる
2017 年	都市ガスの小売自由化が始まる
2018 年	民法の成年年齢引き下げが確定／IR 法（いわゆるカジノ法）成立／埼玉消費者被害をなくす会、特定適格消費者団体に認定される
2019 年	「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定／消費税（10%）と軽減税率導入（8%）／ゲノム編集食品の流通始まる／キャッシュレス決済の拡大
2020 年	新型コロナウイルス感染症が流行、生活に大きな影響／「お試し」定期購入のトラブル急増／改正民法施行／特定適格消費者団体の被害回復訴訟で初判決
2021 年	特定商取引法および預託法改正（詐欺的な定期購入や送り付け商法への対策、販売預託取引は原則禁止）／消費者被害をなくす会による初の集团的被害復訴訟が終結
2022 年	成年年齢の引き下げ（20→18 歳）／「消費者契約法」改正（統一教会問題を契機に）／「消費者裁判手続特例法」改正／特定商取引法改正に向けた全国連絡会結成
2023 年	ビッグモーター社の自動車保険金の不正請求問題発覚／福島第一原発 ALPS 処理水海洋放水開始／改正消費者契約法一部施行（契約の取消権の拡充、不当条項の追加、事業者の努力義務の新設等）／改正特定商取引法施行（契約書面等の電子化）